

令和5年5月2日

生徒・保護者の皆さま

県立二俣川看護福祉高等学校
校長 鈴木 恭子

令和5年5月8日以降の県立高等学校等の教育活動等について

陽春の候、ご清祥にお過ごしのことと存じます。日ごろより本校の教育活動について、ご理解ご協力いただきましてありがとうございます。

本県においては、令和5年4月27日開催の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、令和5年5月7日をもって「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を廃止することとされ、感染症対策の実施については個人の判断としつつも、引き続き、三密の回避、手洗い等の手指衛生及び換気等の基本的な感染防止対策を推奨し、マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重するが条件により着用を推奨するとされています。

については、県教育委員会から令和5年5月7日をもって「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」を廃止するとともに、令和5年5月8日以降の教育活動等について、次のように対応するよう通知がありましたので引き続き感染防止対策へのご協力をお願いします。

各学校においては、基本的な感染症対策を講じながら、通常の教育活動を実施する。

ア 基本的な考え方

- 学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要。
- 感染状況が落ち着いている平時においても、生徒の健康状態の把握や適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等を行う。
- 地域や学校において感染が流行している場合には、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するとともに、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、生徒の学びを保障する。

イ 基本的な対応

- 教室、職員室、部活動の活動場所等（機械換気を実施されている場合を除き）においては、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- 生徒、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めないこととする。

- 次の場面においては、生徒、教職員のいずれにもマスクの着用を推奨する。
 - ・ 登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・ 校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合
- 感染不安があるなど、様々な事情により、マスクの着用を希望する生徒等がいることから、生徒にマスクの着脱のいずれも強いることのないようにする。
- マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、生徒に対して適切にする。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日付けで5類感染症に移行することに伴い、これまでの措置に変更が生じますのでご注意ください。

- ① 発熱や咳などの風邪症状が見られ、体調不良により自宅で静養した日や登校後にそのような症状が見られたため帰宅した日は欠席扱いとせず、出席停止としてまいりましたが、今後は欠席となります。
- ② 新型コロナワクチンの接種のための出欠席の扱いは、原則「欠席」扱いとなります
※ワクチン接種後の副反応疑いについては、これまでの対応を継続します。詳細は担任までご相談ください。
- ③ 毎日の健康観察票の記入・確認等は不要となりますが、実習等に係ることは看護科・福祉科の指示に従ってください。
- ④ 濃厚接触者の特定やその行動制限はなくなることから、学校において濃厚接触者相当の者の調査は行いません。ご家族が新型コロナウイルスに罹患しても濃厚接触者として出席停止扱いにはなりません。

問合せ先
副校長 吉田
連絡先 045-391-9140